

大阪市消費者教育推進計画（2次計画）の策定について

1 経過

- ・消費者教育推進計画（以下「推進計画」という）の策定にあたっては、約2年の期間に調査審議を行い、令和5年1月4日に当審議会から答申を受領。
- ・推進計画を市民に浸透させていくために、市民に最も近い市政の窓口である24区役所の全区長に対し、意見照会を行い、推進計画への反映を行った。
- ・パブリック・コメント（令和4年度中）
意見受付期間：令和5年1月19日（木曜日）から2月18日（土曜日）
意見受付通数 受付通数5件（総意見数50件）
意見総数50件の内訳
 - ・推進計画（素案）について21件
 - ・文言の整理や、形式的な修正21件
 - ・消費者教育全般にかかわることや具体的な提案について8件
- ・令和5年4月から推進計画を施行。
- ・令和7年（2025）年度の2次推進計画策定に向けて検討

2 今後の予定について

- ・推進計画より一部抜粋

計画期間

消費者基本法第9条に基づき、消費者政策の計画的な推進を図るため定められている第4期消費者基本計画と大阪府消費者教育基本計画の計画期間がともに令和2(2020)年度から令和6(2024)年度の5か年としていることから、本市の第一次となる計画期間については、令和5(2023)年度～令和6(2024)年度までの2か年とします。

- ・令和7年（2025）の2次計画策定に向けて検討
- ・当審議会に諮問予定（令和5年度中）

ご参考

■当審議会における審議・検討

	審議・検討内容	開催日
教育部会 1回目	・大阪市消費者教育推進計画（以下「推進計画」という。）を策定することについて	R3.2.9
第59回 審議会	・推進計画策定の必要性について ・推進計画策定のイメージについて ・諮問	R 3.6.28
教育部会 2回目	・推進計画作成の章立てについて ・今後の策定（部会開催）スケジュールについて	R 3.10.6
教育部会 3回目	・推進計画（中間骨子検討案）について ・中間骨子検討案から中間骨子案への確認	R 4.1.27
第60回 審議会	・推進計画（中間骨子案）について ・推進計画（第1、2部）の検討経過及び今後の検討事項について	R 4.3.17
教育部会 4回目	・推進計画（中間骨子案）について	R 4.8.2
第61回 審議会	・推進計画（中間骨子案）について 推進計画の検討経過及び今後の検討事項について	R 4.8.22
教育部会 5回目	・推進計画（中間骨子案）について ・中間骨子から素案への確認	R 4.9.30
教育部会 6回目	・推進計画（素案）について ・部会として、審議会へ提出する推進計画（素案）の確認	R4.11.24
第62回 審議会	・推進計画（素案）の策定経過報告 ・答申内容となる推進計画（素案）について	R4.12.20
	・答申（令和5年1月4日付け）	R5.1.4

■答申後の手続き等

- ・推進計画の策定について R5.3.30 公表
- ・パブリック・コメントの結果

意見受付期間	令和5年1月19日（木曜日）から2月18日（土曜日）
意見受付通数	受付通数5件（総意見数50件）
50件の意見内訳	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育推進計画（素案）について 21件 ・文言の整理や、形式的な修正 21件 ・消費者教育全般にかかわることや具体的な提案について 8件

※提出意見は、推進計画に反映もしくは今後の取組みの参考とした。